

○熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則〔子ども支援課〕

昭和57年9月27日

規則第47号

改正 昭和58年10月1日規則第44号

昭和60年3月6日規則第5号

昭和60年12月21日規則第64号

平成6年10月26日規則第67号

平成7年3月31日規則第34号

平成9年8月29日規則第55号

平成11年4月28日規則第43号

平成14年9月26日規則第72号

平成14年9月27日規則第83号

平成14年10月31日規則第89号

平成15年6月6日規則第57号

平成18年1月31日規則第4号

平成18年6月22日規則第67号

平成18年9月29日規則第86号

平成19年3月27日規則第15号

(題名改称)

平成20年3月31日規則第33号

平成20年7月14日規則第63号

平成20年10月3日規則第93号

平成22年3月19日規則第30号

平成25年9月11日規則第67号

平成26年9月25日規則第86号

平成30年3月30日規則第45号

平成30年4月16日規則第51号

令和2年3月31日規則第50号

(目的)

第1条 この規則は、ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、ひとり

親家庭等における保健の増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(平19規則15・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「ひとり親家庭」とは、20歳未満の者（父の監護を受け、かつ、父と生計を同じくするものであって児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第4条第2項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するもの、及び母の監護を受ける者であって法第4条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当するものを除く。）であって次の各号のいずれかに該当するものを、その父が現に監護し、かつ、生計を同じくし、又はその母が現に監護している家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消した者
- (2) 父又は母が死亡した者
- (3) 父又は母の生死が明らかでない者
- (4) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている者
- (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（父が当該命令を受けた場合にあっては母からの申立てにより、母が当該命令を受けた場合にあっては父からの申立てにより発せられたものに限る。）を受けた者
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) 父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した者
- (9) 前号の者に該当するかどうか明らかでない者

2 この規則において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この規則において「父母のない児童」とは、第1項各号のいずれかに該当する児童であって父母のいずれにも監護されないもの及び父又は母のいずれもが（当該児童が第1項第9号に該当する場合にあっては、母が）次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する児童であって、法第4条第2項各号のいずれにも該当しないものを

いう。

- (1) 死亡している場合
- (2) 生死が明らかでない場合
- (3) 当該児童を引き続き1年以上遺棄している場合
- (4) 政令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある場合
- (5) 法令により引き続き1年以上拘禁されている場合

4 この規則において「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭をいう。

5 この規則において「養育者」とは、父母のない児童と同居（これに準ずる生活の実態がある場合を含む。）をしてこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母以外のものをいう。

6 この規則において「医療保険各法」とは次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

7 この規則において「医療費」とは、疾病又は負傷について、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。

8 この規則において「一部負担金」とは、医療費から当該医療費に係る医療保険各法の規定による給付（高額療養費、附加給付及び他の法令等の規定により国又は地方公共団体が負担する額を含む。）を控除した額をいう。

9 この規則において「父」には、第1項第5号及び次項の場合を除き、母の配偶者であって当該児童に対する親権を行うものでないもの及び婚姻の届出をしていないが母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

10 この規則において「母」には、第1項第5号及び前項の場合を除き、父の配偶者

であって当該児童に対する親権を行うものでないもの及び婚姻の届出をしていないが父と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(昭58規則44・昭60規則5・平7規則34・平11規則43・平14規則72・平14規則89・平15規則57・平18規則4・平18規則67・平18規則86・平19規則15・平20規則33・平25規則67・平30規則45・平30規則51・令2規則50・一部改正)

(助成の対象者)

第3条 この規則による医療費の助成(第9条第2項を除き、以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有するひとり親家庭の父又は母(ひとり親家庭において父に監護され、かつ、父と生計を同じくし、又は母に監護されている20歳未満の者が前条第1項第4号から第8号までのいずれかに該当する場合であって、当該ひとり親家庭の父及び母のいずれもが助成対象者となる時は、これらの規定に該当することとなった原因となった父又は母を除く。)

(2) 前号の父に監護され、かつ、生計を同じくし、又は同号の母に監護されている児童

(3) 本市に住所を有する養育者と同居(これに準ずる生活の実態がある場合を含む。)をしてこれに監護され、かつ、生計を維持されている父母のない児童

2 前項第2号の児童及び同項第3号の父母のない児童には、就学等の理由により本市以外の日本国内に住所を有する者を含むものとする。

(昭60規則5・平14規則72・平14規則89・平19規則15・平30規則45・平30規則51・一部改正)

(助成の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付

を受けている場合

(3) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次号に規定する養育者を除く。）の所得（政令第4条第1項及び第2項の規定により計算された所得（第6条の規定による受給資格の認定があった日（以下「受給資格認定日」という。）が1月から9月までの間にある場合にあつては当該認定がされる月の属する年の前々年について、10月から12月までの間にある場合にあつては当該認定がされる月の属する年の前年について計算されたものに限る。）をいう。以下同じ。）の額が、政令第2条の4第2項の表第1欄に掲げる区分に応じ同表第2欄に定める額以上である場合

(4) 養育者（父母のない児童であつて父又は母のいずれもが第2条第3項第1号又は第2号に該当するものに係る養育者に限る。以下この号において同じ。）の所得の額が、次に掲げる区分に応じ次に定める額以上である場合

ア 養育者に法第9条の2に規定する扶養親族等及び児童がないとき 政令第2条の4第7項に定める額（扶養親族等及び児童がないときの額に限る。）

イ 養育者に法第9条の2に規定する扶養親族等及び児童があるとき 政令第2条の4第7項の表上欄に掲げる扶養親族等又は児童の数に応じそれぞれ同表下欄に定める額

(5) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）でその父若しくは母と生計を同じくするもの（以下「ひとり親家庭の生計同一者」という。）の所得の額が、次に掲げる区分に応じ次に定める額以上である場合

ア ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者又はひとり親家庭の生計同一者に法第9条の2に規定する扶養親族等がないとき 政令第2条の4第8項に定める額（扶養親族等がないときの額に限る。）

イ ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者又はひとり親家庭の生計同一者に法第9条の2に規定する扶養親族等があるとき 政令第2条の4第8項の表上欄に掲げる扶養親族等の数に応じそれぞれ同表下欄に定める額

(6) 養育者の配偶者の所得又は養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持す

るもの（以下「養育者の生計維持者」という。）の所得の額が、次に掲げる区分に応じ次に定める額以上である場合

ア 養育者の配偶者又は養育者の生計維持者に法第9条の2に規定する扶養親族等がないとき 前号アに定める額

イ 養育者の配偶者又は養育者の生計維持者に法第9条の2に規定する扶養親族等があるとき 前号イに定める額

（昭60規則5・昭60規則64・平19規則15・平20規則63・平25規則67・平26規則86・平30規則45・一部改正）

（受給資格者）

第5条 助成に係る金銭（以下「助成金」という。）は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める者（以下「受給資格者」という。）に支給する。

- (1) 第3条第1項第1号に規定するひとり親家庭の父又は母に係る助成金 当該ひとり親家庭の父又は母
- (2) 第3条第1項第2号に規定する児童に係る助成金 当該児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父又は当該児童を監護している母
- (3) 第3条第1項第3号に規定する父母のない児童に係る助成金 当該父母のない児童の養育者

（平30規則45・全改）

（受給資格の認定）

第6条 助成を受けようとする者は、受給資格者としての要件を満たしていることについての市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者（以下この項において「認定申請者」という。）は、ひとり親家庭等医療費助成受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 助成対象者全員の戸籍謄本その他の当該世帯がひとり親家庭等であることを証明する書類及びこれらの者が属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 助成対象者全員の医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証

(3) 市町村長により発行された認定申請者の所得の額を証明する書類(当該認定申請者にひとり親家庭の生計同一者又は養育者の生計維持者がある場合にあっては、それらの者の所得の額を証明する書類を含む。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、受給資格者として認定を受けた者が自己の都合により助成を受けることの辞退を申し出た場合は、当該認定を取り消す。

(平30規則45・全改、令2規則50・一部改正)

(受給資格者証の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請者が受給資格を有すると認めるときは、当該申請者に対し、受給資格者証を交付するものとする。

2 前項の受給資格者証の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 受給資格認定日の属する月が1月から9月までの月であるとき 当該月の初日から当該月の属する年の9月30日まで

(2) 受給資格認定日の属する月が10月から12月までの月であるとき 当該月の初日から当該月の属する年の翌年の9月30日まで

(平30規則45・全改)

(受給資格者証の有効期間の更新)

第8条 受給資格者証の有効期間は、1年ごとにこれを更新することができる。

2 受給資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給資格者現況届(以下「現況届」という。)に第6条第3項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、受給資格認定日の属する月が8月又は9月である場合は、第6条第2項の規定による認定の申請をもって前項の規定による届出があったものとする。

4 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、受給資格者としての要件が失われていないと認めるときは、有効期間を更新した受給資格者証を交付するものとする。

(平30規則45・全改、令2規則50・一部改正)

(所得超過の認定申請に係る特例)

第8条の2 第7条第1項の規定による認定の審査において第4条第3号から第6号までの規定のいずれかに該当することにより当該認定を受けられなかった者が、前条第2項の規定に準じて現況届を提出したときは、第6条第2項の規定により認定申請書が提出されたものとみなす。ただし、当該認定を受けられなかったことに係る決定があった日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(令2規則50・追加)

(助成金の支給対象及び期間)

第9条 助成金の支給は、受給資格認定日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月の末日までに助成対象者が受けた診療、調剤又は施術（以下「診療等」という。）について行うものとする。ただし、市長が別に定める事由に該当することにより受給資格を喪失した場合は、当該受給資格を喪失した事由に応じ市長が別に定める日までに助成対象者が受けた診療等について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者に係る診療等に関し支払うべき一部負担金につき熊本市重度心身障害者医療費助成規則（昭和48年規則第28号）又は熊本市子ども医療費助成規則（平成11年規則第31号）の規定による医療費の助成を受けた者は、当該一部負担金に係る診療等について助成金の支給を受けることができない。

(平30規則45・全改)

(有効期間徒過後の受給資格者証に係る手続等)

第9条の2 第8条第2項に規定する期間内に同項の規定による届出がされなかった場合において、後日当該届出があり、その者が当該届出の前に交付された受給資格証の有効期間（以下「更新前の有効期間」という。）の末日の翌日以後の期間につき、受給資格者としての要件に該当することが確認できたときは、同日を有効期間の始期として受給資格証を交付することができる。ただし、当該届出が更新前の有効期間の末日から2年を経過した日以後にされたときは、この限りでない。

2 前項の規定により新たな受給資格証の交付を受けた者は、当該受給資格証の有効期間内に受けた診療等があるときは、第13条の規定により当該診療等に係る助成金を請求することができる。

(令2規則50・追加)

(助成金の額)

第10条 助成金の額は、一部負担金に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

(平30規則45・全改)

(助成金の支給方法)

第11条 助成金は、次に掲げる方法により支給する。

- (1) 受給資格者が助成対象者（受給資格者である助成対象者を含む。以下同じ。）に係る診療等に関し支払うべき一部負担金のうち前条の助成金の額に相当する額を控除した額を保険医療機関等に支払った場合において、当該一部負担金の残額を当該受給資格者に代わって当該保険医療機関等に対し支払う方法（以下「現物給付方式」という。）
- (2) 受給資格者が助成対象者に係る診療等に関する一部負担金を保険医療機関等に支払った場合において、当該受給資格者に対し前条の助成金を直接支払う方法（以下「償還払方式」という。）

(平30規則45・全改)

(現物給付方式による助成金の受給手続)

第12条 現物給付方式による助成金の支給を受けようとする受給資格者は、助成対象者が診療等を受ける際、保険医療機関等に対し受給資格者証を提示し、又は助成対象者をして受給資格者証を提示させなければならない。

(平30規則45・全改)

(償還払方式による助成金の請求)

第13条 償還払方式による助成金の支給を受けようとする受給資格者は、ひとり親家庭等医療費助成金請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、受給資格者は、同一の月に助成対象者が受けた診療等に係る助成金を一括して請求しなければならない。

- (1) 診療費領収明細書その他の助成対象者が受けた診療等に係る年月日、保険医療機関等の名称、入院又は外来の別、診療報酬の額等を証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成金の請求は、当該助成に係る診療等が行われた日の属する月の翌月の初日から起算して12箇月を経過した日以後においては、することができない。第9条の2第2項の規定による助成金の請求についても、同様とする。

3 第1項の規定による助成金の請求は、現物給付方式により既に助成金の支給を受けている場合は、これを行うことができない。

(平30規則45・追加、令2規則50・一部改正)

(償還払方式による助成金の支給)

第14条 市長は、前条第1項の規定による請求の内容が助成金の支給要件に合致しているときは、償還払方式により助成金を支給する。

2 償還払方式による助成金は、月を単位として支給する。

(平30規則45・追加)

(届出)

第15条 受給資格者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、速やかに市長に対しその旨を届け出なければならない。

(1) 受給資格者又は助成対象者の氏名、住所その他市長が別に定める事項について変更があった場合

(2) 第三者の行為に起因して助成金の支給に係る診療等を受けることとなった場合

(3) 助成対象者が第3条第1項に規定する要件を欠き、又は第4条各号の規定に該当するに至った場合

(4) 前号に掲げるもののほか、受給資格を失った場合

(平30規則45・追加)

(児童扶養手当に関する手続と同時に手続をする場合の特例)

第16条 受給資格者は、児童扶養手当に関する次の表の左欄に掲げる請求又は届出に係る書類を提出する際、それぞれ同表右欄に掲げる申請又は届出を併せて行う旨の意思表示をすることにより、同欄に掲げる申請又は届出に係る書類のうち市長が認めるものの提出を省略することができる。

児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号。以下「省令」という。)第1条	第6条第2項の規定による認定の申請
--	-------------------

の規定による認定の請求又は省令第2条の規定による手当額の改定の請求	
省令第4条の規定による現況の届出	第8条第2項の規定による受給資格者証の有効期間の更新の申請
省令第5条の規定による氏名変更の届出又は省令第6条の規定による住所変更の届出	前条の規定による同条第1号に掲げる事由の届出
省令第3条の規定による手当額の改定の届出又は省令第11条の規定による受給資格喪失の届出	前条の規定による同条第3号又は第4号に掲げる事由の届出

(平30規則45・追加)

(受給資格の喪失)

第17条 受給資格者は、受給資格者証に記載された有効期間及び第15条の規定による届出の有無にかかわらず、同条第3号又は第4号に規定する事由が生じた場合(同条第3号に規定する事由が生じた場合であって、当該受給資格者に当該事由に係る助成対象者以外の助成対象者があるときを除く。)は、当該事由の生じた日に受給資格を喪失する。

(平30規則45・追加)

(不正利得の返還)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(平30規則45・旧第13条線下・一部改正)

(損害賠償との調整)

第19条 市長は、受給資格者が支払った、又は支払うべき医療費に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部又は一部を助成せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(平30規則45・旧第14条線下・一部改正)

(受給権の譲渡等の禁止)

第20条 助成金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(昭60規則5・一部改正、平30規則45・旧第15条線下・一部改正)

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、ひとり親家庭等の医療費助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平19規則15・一部改正、平30規則45・旧第16条線下・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和57年10月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は公布の日から施行する。

(昭60規則64・旧附則・一部改正)

2 昭和60年8月1日から昭和61年7月31日までの間においては、第4条第2号中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条、第9条の2及び第10条に規定する所得の額以上」とあるのは「児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和60年法律第48号）の施行日の前日の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条及び第10条に規定する額以上」として、同号の規定を適用する。

(昭60規則64・追加)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

3 下益城郡富合町編入の際現に旧富合町ひとり親家庭等医療費助成に関する規則（平成19年規則第11号。以下「旧富合町規則」という。）第7条第1項の規定により受給資格証の交付を受けている者は、第6条第1項の受給資格者とみなす。

(平20規則93・追加)

4 下益城郡富合町の編入の日前に旧富合町規則の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為（受給資格証の交付を除く。）は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則93・追加)

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

5 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）の前日に旧城南町ひとり親家庭等医療費助成に関する規則（昭和57年規則第12号。以下「旧城南町規則」という。）第7条第1項又は旧植木町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和57年条例第12号。以下「旧植木町条例」という。）第7条第1項の規定により受給資格証の交付を受けている者（以下「旧2町受給資格者」という。）は、第6条第1項の受給資格者とみなす。

(平22規則30・追加)

- 6 2町編入日前に旧城南町規則又は旧植木町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（受給資格証の交付を除く。）は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（平22規則30・追加）

- 7 旧2町受給資格者の2町編入日から平成22年3月31日までに行われた診療に係る医療費の助成金の申請については、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ旧城南町規則又は旧植木町条例の例による。

（平22規則30・追加）

- 8 次の各号のいずれかに該当する者の2町編入日から平成27年3月31日までに行われた診療に係る医療費の助成金の額は、第8条の規定にかかわらず、旧植木町条例の例による。

- (1) 2町編入日の前日に旧植木町条例第7条第1項の規定により受給資格証の交付を受けている者
- (2) 2町編入日前に旧鹿本郡植木町の区域に住所を有している者で同日以後引き続き同町の区域に居住するもののうち第6条第1項の受給資格者となったもの

（平22規則30・追加）

附 則（昭和58年10月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月6日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市母子家庭医療費助成規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第3条の規定は、昭和59年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年12月21日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市母子家庭医療費助成規則の規定は、昭和60年8月1日から適用する。

附 則（平成6年10月26日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 3 1 日規則第 3 4 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月 2 9 日規則第 5 5 号）

この規則は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 4 月 2 8 日規則第 4 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 9 月 2 6 日規則第 7 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 9 月 2 7 日規則第 8 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 1 0 月 3 1 日規則第 8 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 5 年 6 月 6 日規則第 5 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 1 月 3 1 日規則第 4 号）

1 この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の熊本市母子家庭医療費助成規則（以下「旧規則」という。）の規定により、20歳未満で学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に就学する者に係る助成金の支給を受けることができた者が旧規則第 1 0 条第 2 項に規定する期間内に申請を行った場合の医療費の助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 8 年 6 月 2 2 日規則第 6 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 9 月 2 9 日規則第 8 6 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（熊本市母子家庭医療費助成規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の熊本市母子家庭医療費助成規則第 2 条第 5 項第 2 号

の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる補装具の交付又は修理に係る医療費について適用し、施行日前に行われた補装具の交付又は修理に係る医療費の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月27日規則第15号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日においてこの規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第3条第1項のひとり親家庭の父である者が同日から同年7月31日までの間に同規則第5条第1項の規定による申請をし、同規則第6条第1項の規定による受給資格者証の交付を受けたときにおける同規則第11条の規定の適用については、同条中「第5条の規定による申請を受理した日の属する月の翌月の1日」とあるのは、「平成19年4月1日」とする。この場合において、当該ひとり親家庭の父又はその者に扶養されている児童が同規則第6条第1項の規定による受給資格者証の交付を受ける前に療養を受けたときは、当該療養に係る医療機関等に対して同規則第7条の規定による受給資格者証の提示があったものとみなす。

附 則（平成20年3月31日規則第33号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月14日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月3日規則第93号）

この規則は、平成20年10月6日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第30号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年9月11日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助

成規則（以下「新規則」という。）第2条第1項第5号の規定に該当する児童を扶養するひとり親家庭の父又は母がこの規則の施行の日以後に新規則第5条第1項の規定による申請をし、新規則第6条第1項の規定による受給資格者証の交付を受けたときにおける新規則第11条の規定の適用については、同条中「第5条の規定による申請を受理した日の属する月の翌月の1日」とあるのは、「第2条第1項第5号の命令を受けた日（当該命令を受けた日が平成25年4月1日以前である場合にあっては、同日）」とする。この場合において、当該助成対象者又はその者に扶養されている児童が新規則第6条第1項の規定による受給資格者証の交付を受ける前に療養を受けたときは、当該療養に係る医療機関等に対して新規則第7条の規定による受給資格者証の提示があったものとみなす。

附 則（平成26年9月25日規則第86号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第45号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療、調剤又は施術に係る医療費について適用する。

附 則（平成30年4月16日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第50号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第9条の2及び第13条第2項の規定は、この規則の施行の日前に受給資格の認定を受けた者についても適用する。